

令和4年度 第3回柏市空家等対策協議会 議事録

- 1 日時：令和5年3月16日（木） 10時00分～12時00分
- 2 場所：柏市役所分庁舎2 2階 第1・2会議室
- 3 出席者：別添のとおり
- 4 次第
 - 1) 開会
 - 2) 挨拶
 - 3) 議案
 - (1) 空家等対策計画【第2期】（案）について
 - (2) パブリックコメントについて
 - 4) その他
 - (1) 空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について
 - (2) 空家等対策協議会の来年度の日程について
 - 5) 閉会
- 5 議事次第

議事次第

次第1 開会	
司会（藤田課長）	<p>それでは定刻となりました。ただいまより、令和4年度第3回柏市空家等対策協議会を始めさせていただきます。委員の皆様には、前回に引き続きまして、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は住宅政策課長藤田といたします。どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に送付させていただきました資料としましては柏市空家等対策計画第2期案、A4判の冊子になっているものです。それと修正変更箇所一覧こちらがA4判横で2枚綴りになっているものです。続いて、空家等対策協議会提案事項、これがA4の横一枚です。続いてパブリックコメント対応案これがA4横が1枚です。それと令和4年度第2回、前回の空家等対策協議会の議事録要旨をお配りしています。</p> <p>本日お手元に配付させていただきました資料は、会議次第それから委員名簿、座席表それと、空家特措法の一部を改正する法律案の説明の資料をお配りしています。こちらA4縦で2枚になっています。以上です。資料はお手元がない方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。</p>
次第2 挨拶	
司会（藤田課長）	<p>それでは会議次第に沿って説明させていただきます。初めに副市長の奥田よりご挨拶させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
奥田副市長	<p>改めましておはようございます。副市長の奥田でございます。市長に変わりがして私の方からご挨拶申し上げたいと思います。</p> <p>本当に皆様お忙しい中、今日も皆様お集まりいただきまして市の方の空家等対策計画策定も含めて、いろいろご審議いただき、またいろいろご指導いただいていることに改めてこの場で感謝を申し上げます。本日でございますけれども今年度に入って第3回目ということになります。</p> <p>お手元に既に皆様にお届けと思っておりますけれども空家等対策計画第2期ということで前回もいろいろご意見いただいたところでもございますし、またパブコメ等でご意見を頂戴したところですけども、いよいよ本日はですね、この改定案第1期の改定案の取りまとめに向けて、今日審議、議論いただいてですね、いい形でこれ取りまとめいきたいと思っておりますので、どうぞ忌憚なき</p>

奥田副市長	<p>ご意見いただいてまた何とか年度内に取りまとめできればなということをお願いしている次第でございます。どうぞ今日もよろしくお願い申し上げます。</p> <p>そのあとで多分若干の話も出てくるかと思うんですけども、改正民法など、隣の枝が切れるように4月からなりますなんていうそういう関係も含めて民法、空家法の改正がこれから動き出すということでいろいろ法律制度もですね、利活用を進めましょうかねとかそんな動きで、こういう制度のこともあるんですけども、それを全部待っていてはいつまで待っても動きませんので、まずはですねこの場合におきましては、これまでの議論の蓄積をもとに第2期ですね、空家法対策計画をしっかりとまとめてまいりたいと思います。</p> <p>いずれにせよぜひ空家等対策していただいている取りまとめということで、皆様のお知恵を拝借したく、どうぞよろしくお願い申し上げます。ご挨拶させていただきます。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p>
司会（藤田課長）	はい、ありがとうございました。
次第3 議案	
司会（藤田課長）	<p>議事に先立ちまして、ご報告を申し上げます。協議会の開催は、柏市空家等対策協議会運営要領第3条第2項の規定によりまして、6人以上の方の出席が必要でございます。</p> <p>本日は9名の方、委員さんにご出席をいただいておりますので、この会議成立していることをご報告いたします。長谷川委員さん遅れてお見えになる予定です。この議事の進行につきましては籠会長をお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長（籠会長）	<p>はいありがとうございます。</p> <p>それでは次第に沿って議事を進めさせていただきます。その前に、柏市空家等対策協議会は、柏市情報公開条例第23条の規定により、公開で行うこととなります。本日、傍聴者はいらっしゃいますか。</p>
事務局（市村副参事）	はい、傍聴を希望する方が1名おります。
議長（籠会長）	傍聴を許可してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
議長（籠会長）	はいそれではご承認いただきましたので事務局は傍聴者を入場させていただきます。
事務局（市村副参事）	ただいまから傍聴者を入場させます。
議長（籠会長）	はい、傍聴者様におかれましては、受付時に配付しました傍聴要領のとおり、会議中は静粛にお願いします。

議長（籠会長）	<p>それでは「柏市の空家等対策計画【第2期】」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（藤田課長）	<p>はい。事務局の藤田です。こちらの資料でご説明をさせていただきます。冊子になっているものです。座って説明させていただきます。はい、前回のおさらいということを少し説明させていただきます。</p> <p>まず1ページめくっていただくと目次、今回の空家の対策計画は第1章計画の概要、第2章空家等の現状、それから第3章で、前計画での取り組み及び評価。それから第4章は空家等対策に係る基本的な方針。5章空家等対策に係る、施策、それと最後に6章で計画目標という流れになります。</p> <p>2ページを開いていただくと上の表の青いところが国の関係する内容、法律もしくは基本的な指針というのが出されています。県の計画があって市の計画があって、この空家等対策計画は真ん中にあるわけなんですけど、一番上の国の空家等対策の推進に関する特別措置法の法的な位置づけのある計画ということになります。</p> <p>はい3ページを見ていただきますと、計画の対象となりますのは、市内全域です。それから計画期間は令和5年度から12年度の8年間。ただし法改正等、社会情勢の変化があった場合には見直しをしていくということにしています。</p> <p>はい、続いて5ページを見ていただきたいと思います。上のグラフ、人口の推移ということになります。これは空家にとっては非常に大きな事情です。本市は今、人口は増加しています。ただし、令和7年度以降は、人口が減少をしていくということが予想されているという状況です。</p> <p>下のグラフを見ていただくと、グラフの上の方、赤青緑の部分というのが、高齢者人口なんですけど、高齢者の人口割合が増えている。でその分生産年齢人口が減少して、年少人口も減少するということが少子化にはかならずつきまとう状況かと思えます。</p> <p>これら人口減少と高齢化、少子化が空家対策にとっては非常に大きなファクターになるというような状況だと思います。</p> <p>続いて7ページ、これは国の調査、住宅土地統計調査というもので、5年に一度、国が調査をしているんですけど、これは統計的な調査になりまして、基本的には抽出をしてサンプリング調査を行うということになるかと思えます。</p> <p>その調査の結果は表の中の網掛けをしてある空家総数が22,860、その内訳に二次的空家950というのは、これは別荘とかそういうものです。あとは賃貸用、アパートとかそういうのは13,000、売却用住宅、建ててまだ売っていない。そういうものが1,800。今回我々がターゲットにしますのはその</p>

事務局（藤田課長）

他の空家、6,610とあります。これは国の調査の中では6,610という数字が出てはいるんですけど、実際に我々が現況を調査した結果ではここまでの数字はないということです。サンプリング調査ではこういう結果になっているという状況をここでお示しをしているという状況です。

続いて少し飛んで10ページを見ていただければと思います。これは柏市の空家の実態調査の結果です。調査期間は、今年度、令和4年の7月から9月まで行いました。上のグラフを見ていただきますと、29年度5年前の空家の総数は1,631件でした。今年度は調査では右側の1,739件というふうになっていまして、108件増加しているという状況です。状態の悪い特定空家候補その赤い部分になりますけど、これが226件から372件というふうが増えてしまっているというのが非常に大きいと思います。考えなければいけないということになります。下のグラフを見ていただくと、1,639件で内訳ということになります。その内訳は5年間継続してしまっている空家が813件ありました。ただし解消したというのが818件約半数は解消しています。

その代わり新規に926件の空家が見つかりまして結果としては、この5年間で増加しているという状況が見られたということになります。市としましては日々通報いただいて、空家等に対しては速やかに対処しているというのが現状です。合わせてその5年間の市の取り組みの他、世間的にはもう空家は放っておいてはいけないという風潮が広まっているんじゃないかということもありまして、もしかしたら減っているんじゃないかなと思ってたんですけど、結果として増えてしまっているというような状況です。そのことから空家に対しては発生後の対応のみではなかなか限界がありそうなので、今後は発生前の対応、独居の高齢者の方に対する啓発そういったものが必要になるだろうというふうに感じているところです。

続いて11ページを見ていただければと思います。これは市内の空家の分布の図ということになります。1ページめくっていただくと、前回ご意見をいただいた市街化区域と市街化調整区域の区分を図面の中に入れてあります。これを見ていただいて、市街化区域はほぼ全域に空家を分布しているというような状況です。地域によって思ったほど差はないということが見えるかもしれません。ただ、常磐新線と言われたつくばエクスプレスの新駅周辺には、さすがに少ないという状況です。柏市の図面上の右側、東側といいますか、旧沼南町の市街化調整区域こちらは空家が少なく見えますけど、元々の住宅が少ないエリアでありますので、空家の割合としては、ほぼ、市外化区域よりもちょっと多いけどほぼ変わらない空家を発生しているというような状況があります。

続いて飛んで、16ページ。16ページからはアンケートの調査の結果ということになります。これは実態調査に合わせてアンケート調査を行っていま

事務局（藤田課長）

す。アンケート 1,502 件を対象として、約 3 分の 1 の 558 件から回答をいただきました。

主なものを紹介させていただきます。19 ページの⑤空家取得理由ということになりますけど、どうして空家お持ちですかと、相続をしました、これ今一番多くて 40.6%。新築として住んでいたけど使わなくなったというのが 27.6%。中古で購入したけど使えませんかというのが 21.3%そういった状況で、やはりその相続をしましたという方が非常に多いです。

二つめくっていただいて 21 ページ空家になったきっかけは何でしょうかということ聞いた場合に、居住していた人、または親族が亡くなったためというのは 30.4%でだんとつになっているこれもわかりやすい結果になっています。これが相続に繋がっていくんだと思います。

その下の 10 番。空家等のままになっている理由というのを聞いたところ、その他が 123 件あるんですけど、明確に答えていただいている中では物の保管場所として使用している。倉庫としてるんだというふうに思われがちなんですけど、実態的には亡くなった方の荷物がそのままという空家が多いというのが現状だと思います。42 件税制上の理由で取り壊しを控えているそういったご意見もありました。という状況です。

はい、また二つめくっていただいて 12 番で維持管理の状況について伺っています。維持管理しているっていうのは 74.3%となっていて、空家に対しては非常に高い数字。みなさん維持管理にしてるんだっていうふうな、そういう思いになるんですけど、実際にはアンケートを出して回答していただいている方が対象ですので、ここでは維持管理してますよという方が多い状況です。

続いて 26 ページを見ていただくと、17 番の表で空家お持ちの方、困っていることは何でしょうかというふうに聞くと、取り壊しをしたいが、費用が不足している 60 件。賃貸は売却に関する相談先が見つからない 58 件、それと遠方で維持管理できない、この辺の事情があり維持管理で困っていることというふうに言われています。

続いて 28 ページの 20 番で市に対する支援要望ということになります。一番上にありますのが相談できる窓口の設置をお願いしたいということ。それと解体、リフォーム等の施工業者を紹介して欲しいという意見やなかなか業者さんが見つからないというご意見はよくあります。市による不動産業者の紹介そういったことも業者さんの紹介というのが非常にアンケートの結果は高い数字が出ているという状況です。以上がアンケートということになります。

32 ページを見ていただくと、前計画での第 1 期の計画での取り組みの状況を評価した結果ということになります。33 ページの表の真ん中のところに空家相談員制度を実施しています。専門家の方に相談をできる会を設けているわ

事務局（藤田課長）

けなんですけど、平成30年に1件、元年に1件、1件、2件非常に件数が数が少なくなっています。これらは非常に有意義な制度であると思っていますので、もう少しこの件数を増やしていきたいと思っています。我々の手元にくる相談といいますのは、ほとんどが相続トラブル。もしくはこの家、売却したらいくらになりますか。具体的な相談も多いのでこの相談員制度を有意義に使っていききたいと思っています。あとは下の欄に地域団体との連携というのを括弧4番であります。地域団体の連携につきましては町会の方から要望があれば、出前講座もしくは高齢の独居の方に対して、町会の連携というのを進めていききたい考えですがやはり件数は伸びてなくて、この5年間では1件、2件ずつ進めていたという状況です。

続いて34ページを見ていただくと、括弧5番に財産管理人制度の活用、これは29年度から令和4年今年度までに24件実施しています。これは相続人が不在の空家等を対象として財産管理人の申し出をするわけなんですけど、千葉県内ではダントツに多く柏市はやっています。それによってその費用は売却をされてお金は国庫に入る。余った土地は、今度は建売事業者が購入することになります。

二つ下、括弧7活用への支援ということで、今、住環境再生課の方でカシワおうち活用事業等を進めて、活用に対しても、ちょっとまだ件数は少ないですけどこれから頑張っていきたいという状況です。

それと括弧8番ですね、税制面での空家対策これはあの地方行政でやるよりも国が作った制度を運用しているわけなんですけど、空家を売却した場合には3,000万円の譲渡所得控除がある。やっぱり税制改正を行うと非常に有意義に有効にその空家対策になるかと思しますので、これらはPRしながら空家の解消を促していきたいと思っています。以上が前計画の評価ということになります。

続きまして36ページを見ていただければと思います。空家対策の基本的な方針ということになります。基本的な方針は二つです。一つ目は、魅力ある住環境作りは、空家は住環境への影響が少なくありませんので、様々な政策展開を図ることによって、空家を減らしていく、それによって住環境づくりを進めますというのが基本的な方針の一つ目です。

二つ目は、協働のまちづくりとなります。空家問題は基本的には所有者の問題だと思いますけど、どうしても所有者だけでは解決できない問題が出てくるので、それ以外の方、町会さん、専門家の方も含めて協力して行政も含めて空家対策を進めていきますというのが基本的な方針の二つ目です。以上が基本方針です。

事務局（藤田課長）

隣の37ページに具体的な政策展開を示しています。縦の真ん中の列が取り組みをしていくということになります。まずは発生予防、それから活用、3つ目が適切な管理を促すこと、4つ目が解体除却した後の跡地を利用していくということ、関係団体の連携で進めていくということ。そういったことを政策展開として考えているということ。

続いて38ページ目以降は具体的な取り組みになります。38ページの一
番、まずは発生予防ということになりますけど、その四角4つ並べてあります
けど、空家発生前から空家が発生しました、管理不全になりました、特定空家
になりました。段階をおって進んでいくということは非常に考えられます。
38ページの上から3行目からちょっと読ませていただくと、居住者の死亡等
により発生した空家は適切な管理を行わないと、管理不全の空家になり、いず
れは特定空家になってしまいます。管理不全の空家にしないためにはより早い
段階で対策を進めることは非常に効果的であり、空家発生前からの所有者への
働きかけが重要となります。高齢で独居の方が亡くなると空家になる可能性が
たかい、そういったことを予防するためには地域の方と連携をしながら空家の
発生前からその対策をしていきたいということを書いてあります。

42ページの括弧5を見ていただくと、住まいの終活に関する支援ですが、
これいろいろなところで話題になってると思うんですけど、自分がお持ちのお
家を将来どうするかっていうのを終活という形で相続の方、子供さんと話し合
いをしてくださいということを啓発していきたいというふうに思っています。

続いて43ページ以降が空家の流通活用の促進ということになります。44
ページの括弧3番目は空家等活用事業への支援ということで、空家情報バンク
等の周知を今現在進めているという状況でございます。その二つ下、括弧5番
財産管理制度の活用ということで、所有者不明もしくは放棄されて相続人がい
ないような場合には、財産管理制度を活用して空家の改善を進めていきますと
いうことになります。

46ページを見ていただくと、3番の適切な管理の促進ということになるん
ですけど、括弧3所有者に対する改善指導、これはもう今まででもずっと市が中
心となって進めているという施策展開で発生した件数の改善をしようというこ
とになります。それで4番緊急安全措置。これは空家が緊急的にその危険に迫
られてる場合には、所有者に代わって市がそれを排除して所有者に対して費用
の請求を行いますというようなことが緊急安全措置。これまでに屋根のアンテ
ナが飛びそうとか、外壁が落ちそう、そういったケースの場合に対応したと
いうようなケースがあります。

48ページの⑤番に特定空家等の所有者への勧告というのが書いてありま
す。これについては、部会の委員の皆さんに、市と一緒に現場を調査していた

<p>事務局（藤田課長）</p>	<p>だいて、その状況によって勧告をするかどうかというのをご判断いただくということで、勧告を行う。勧告を行いますと住宅用地特例の措置、小規模宅地の税制の優遇が外れて、概ね法的には6分の1の規定になってるんですけど、計算すると4分の1程度になっているから4倍ぐらいの税金がかかるというような状況になることが多いというふうに聞いています。</p> <p>最後に58ページを見ていただいて、こちらが計画目標ということになります。表の左側の欄に指標を示しています。こういった指標があるかという相談窓口の整備運用、あるいは関係団体や地域団体との協力体制の整備を、そういった制度の確立、あとは相談会の開催、活用支援などそういったものをしようとしています。行政だけではなく皆で連携して取り組んでいきたいというようなことをここでは考えています。全体施策展開の大きな視点としましては、38ページにありましたような発生予防なるべく早い段階で所有者に働きかけること、53ページ関係団体との連携、専門家協会自治体それから民生委員の方、福祉関係の方、そういった方と連携して発生を抑えていきたいというのが施策の展開です。</p> <p>そういうことを考えながら窓口の充実を図っていくというのが施策展開の柱になって行こうかと思えます。説明を終わります。</p>
<p>事務局（鷺坂副主幹）</p>	<p>はい事務局の鷺坂です。よろしくお願いたします。それでは空家対策協議会の提案事項への対応と、あとパブリックコメントの対応案についてご説明させていただきます。</p> <p>空家対策協議会の提案事項に入ります前に、お手元の資料で、第2回空家等対策協議会の議事録の用紙という2枚綴りの資料の中で1枚めくっていただいたところに委員の皆様から様々なご意見をいただきましたので、それについて初めにご説明させていただきます。</p> <p>委員の皆様からの意見につきまして、高齢者の方の空家の相談窓口についてどこにあるのかというご質問。警察での空家の防犯相談。そのときの対応窓口についてご質問につきましては、全て住宅政策課で一括で対応させていただきます。</p> <p>また町会での課題の話も承りまして、弁護士、司法書士、税理士、建築士、宅建士での相談会の提案を承りましたので、検討させていただきます。モデル地区での出張相談会、あとカシニワ制度の空家所有者の共有、情報バンクを柏市で行っておりますので、これについても柔軟な対応の検討も考えております。最後に、調整区域の規制を踏まえたエリアの把握についてのご意見を承りましたので、この意見につきまして、空家等対策協議会の提案事項への対応として3点まとめさせていただきます。</p> <p>A4の資料について、3点ほどまとめさせていただいたものの対応を説明い</p>

<p>事務局（鷺坂副主幹）</p>	<p>たします。まず初めに、空家といいますと、やっぱり様々な問題を抱えて多様化しておりますので、解決方法としまして、いろんな土業の皆さんにお集まりいただいて、それで相談会の開催の提案がございましたので、これについて空家の資料として今後相談会を多土業の方にお集まりいただいて、それで様々な相談に応じられるような形で今後努めていきたいと思っております。</p> <p>それで2番目にこちらにも書かせていただきましたが、相談会を開催するとやっぱり問題認識している方・相談が必要である人しか相談には来ない、という意見がございますので、それについて出張相談会を開催した方がいいんじゃないかというご意見につきましては、対応策としまして、市民に対してより相談しやすい環境を整えるために、やっぱりそちらに住んでいる方、町内会や自治会、あと福祉関連施設への出張相談会の実施を検討してまいりたいと思っております。</p> <p>それで最後に3番目なんですけども、こちらにつきまして市街化調整区域と市街化区域を分けることによって、関係性を見やすくしておいた方がいいんじゃないかというようなご意見を承りましたので、それについても対策計画の中で市街化調整区域の空家、あと特定空家の個々の件数についても、集計結果と分布状況図を追加させていただきました。</p>
<p>事務局（鷺坂副主幹）</p>	<p>続きましてパブリックコメントの対応についてご説明させていただきます。こちらのお配りした資料の中でパブリックコメント対応案というところでまとめさせていただきました。コメント内容については簡単にご説明させていただきますと、まず空家を見つけたら行政が空家の周知に突破口を作って、情報公開をすることで、あと地区役員、社協、民生委員みんなで考える組織を作って、それで空家情報が見られるように発信してほしい、というようなパブリックコメントを1件いただいております。それについての対応策といたしましてホームページで公開等させていただいておりますが、別対策といたしましては、なかなか空家の活用の情報公開について個人情報等ありますので、難しい点もあるのですが、やっぱり市としても積極的にかかわっていく必要は、市は既に認識しておりますので、対応していきたいと思っております。</p> <p>それでまた今回、空家の対策計画の改定についてアンケート調査を行っておりますので、それにつきまして、前向きな回答をいただいた方、大体100件前後の方につきましては、情報バンクについて登録に繋がるような働きかけをしていきたいということで対応案とさせていただきたいと思っております。以上で提案事項とパブリックコメントの概要についてご説明させていただきました。</p>
<p>議長（籠会長）</p>	<p>はい、ありがとうございました。ただ今の説明に関して御意見、御質問がございましたらお願いします。</p>

長谷川委員

おはようございます。長谷川です。すいません、私の質問はですね、2つあるんですけど、一つは、29ページの市に支援、要望するアンケートの結果ですけれども、複数回答でされたということ、のアンケートの仕方などですね。この方々の要望についてですね。もうちょっと踏み込んだ内容のこのアンケートはできなかった、やって欲しいなっていうのをちょっと要望なんですね。その聞いただけで聞きばなしで終わってしまったりとかしてますので、柏市はですね、先ほどおっしゃったように相談窓口を設けてるということ伝えるちょうどいい機会になっているものですから、例えばアンケートの内容を工夫するなり、質問するなり、そういった制度があるかどうか知ってるか知らないか。という部分が出てきたりあるいはクロス集計の中です。クロスしている中で、ちょっと立体的に浮かび上がらせるなりですね。ここの回答結果がこのまま終わってしまうというのはちょっともったいないなというふうに思うので、もしできればアンケートの仕方をちょっと工夫していただければというふうに。僕もこの集計について専門家じゃないのでよくわかんないんですけども、そういう集計の仕方をすると立体的に浮かび上がってくるので、できればちょっと検討していただければなと思っています。

長谷川委員

それから33ページのところでですね、なぜ空家相談員制度を利用されていないかというところなんですけれども。私が知っている、つくば市の事例なんですね。満杯になるんですよ。月の相談枠が、それも2年ほど満杯なんですね。他市、他県からも相談に来る人が来るんですね。それとなぜ柏市かこんなに下がるのかというと、やはり相談したい人の要望に合った設定になっていないんじゃないかというような気がします。これだけの空家件数があればですね。なんらかの相談があるはずなので、例えば土日開催するとか、あるいは夜開催するとか、何かしらの工夫がないと、日中だけの開催、これ相談員さんを振り分けて相談する人が振り分けてくるっていうのはあとはよろしくっていうパターンになってくるんですけども。オープンな開催日なんかもあって、そこに皆さん来てもらうというパターンです。当初、先ほど前回私の方で多士業による相談会やったほうがいいんじゃないかなとけれども、これがまた相談すると少し開催日程についてちょっと検討したほうがいいかなと。

それと最後53ページのところでですね。③で、町会、自治体との連携ですけれども。町会や自治体ですね。空家問題に対する外側の物理的な状態っていうのはもちろんわかるんですけども、柏市さんは、今後予防とかもするっていいってましたよね。38ページ、空家発生前っていうのも、より早い段階で対策進めるといふふうにされているのであれば、この53ページの中で町会自治体との連携をしてもですね、実際、空家になっている物理的な状況でしか来ないはず。だからその前の状況を集めたいと言えば、既にお家がボロボロな

長谷川委員	<p>んだけど中で住んでらっしゃる方の情報ですよ。この方高齢なんですけどこの後どうなったんだろうっていう、それ発生前に本気でやるんだとしたら、その自治体、町内会だけじゃ足りなくて、やっぱり民生委員達を利用して民生委員さんたちのもってる情報を集めていただいて、社会福祉協議会と連携してですね。</p> <p>民生委員さんたちと積極的に空家になりそうなお家。この情報から入っていく。包括連携しなきゃいけないし、そうすると、包括とか民生委員、社協、柏市アイネット、その辺のところとの複合的な連携となっている。つまり福祉との連携を本気でやるんだったらそこまでしてございますということです。これも本気なんですかね。空家発生前でことになるとものすごく広がってくるので、本当にやるのであれば検討もつきませんが、とりあえずやるのであればそういうところとの連携はどうなってんじゃないですかという意見です。</p>
議長（籠会長）	はい、ありがとうございます。今のご意見につきましていかがでしょうか。
<p>事務局（藤田課長）</p> <p>事務局（藤田課長）</p>	<p>はい、ありがとうございます。まずは29ページのアンケートの結果で市に対する支援要望等というのがありまして、</p> <p>当然アンケートを回収しておりますのでこれから聞くのは難しい状況ではありますが、このアンケートの中に、下から2行目、その他66自由回答の欄があります。そういった自由回答の欄を分析してできる限り状況を把握したいというふうに思います。どうしてもアンケートで、この中から選んでくださいというような形にすると相談できる窓口が欲しいというようなことにはなるんですが、その内容っていうのを分析していきたいというふうに思います。</p> <p>あとは33ページの相談員で、相談員制度を活用したいという方は市の方に電話をしてきて予約をするわけなんですけど、それは相談員さんとの相談の中で、土日もしくは夜にも限っておりません。ただその相談の内容は、この家いくらで売れるんでしょう、もしくは相続こういう状態なんですけどどうすればいいでしょう。そういう具体的な相談になったときに相談員さん、無償の相談の範囲では応じているんですけど、それ以上の場合にはどうしてもその有料の相談という機会を設けてくださいという回答をしなきゃいけない状況がありますので、件数的には減ってしまっているという状況です。その辺を課題として捉えて、この制度をどんどん利用していきたいというふうに思っていますのでその課題を見つけて潰していきたいというふうに思います。あとは最後の53ページですね。おっしゃる通りだと思います。町会自治会さんだけではなくて、民生委員さんとか、社協、アイネットそういったところと、協力してやっていくと、空家になりそうな方を把握をしていくということは非常に思います。現段階で個人情報結構やっぱり大きな部分がありまして、個人情報を把握をしていないケースとかもありますので、民生委員さん協力もいただけると</p>

事務局（藤田課長）	<p>というようなご意見もいただいて、考えていきたいと思えます。以上でございます。すいません。</p>
議長（籠会長）	<p>はい、ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
花田委員	<p>はい。前回出席したときなんですけども。民生委員、児童委員としての役割の中に、各家庭を訪問したりして当番の窓口になってるんですけど、今回5月と6月の30日までの間ですけども、75歳以上の方を対象にしたトータル訪問が始まります。</p> <p>それに伴ってですね、この住宅の方のうち住宅政策課からいただいたパンフレットがあるんですけども、今住んでいるお家が空家になって、お子さんが近所に迷惑をかけないためにというようなパンフレットがあります。これをですね、いただいていきましてですね、柏市の民生児童委員の会長さん山名会長という方がいますけれども、その方がですね、これを配布したらどうですかというふうなことをお話ししたら、会の中の三部会っていう会がありましてですね、それを対象にしないと、私の判断ができないということを言われてましたので、それから1ヶ月たって、定例会議日、許可になりましたよ、三部会も許可しましたからって、それを民生委員は各担当を持っていますので、これで一応巡回してですね、これからこういったときにですね、このこともあるんだよっていうことをお話できるんじゃないかなという。一つの案ができましたので。喜んでおります。これから現場へ声かけをしましていきますけれどもです。高齢の方々が多く、一人暮らしの方が多くてですね、福祉の方が先に優先するんじゃないかなと思う反面、住んでるところはやはり古くなってますので、同じようにそれを見てあげるっていうような見守りするっていうことの大切さかね、それが一番なんじゃないかなというふうな感じ、この住宅のはこの次ぐらいに、まだなってるんじゃないかなと思ってますのでこの機会にですね。もう一度回ったときに、あの家が傷んだりしているところ見たりなんかしたときに、ちょっとこれ大丈夫というようなことをお話しして聞いてあげれば民生委員さんが役に立つかなと思ってますので。これからもよろしくお願ひしたいと思ってます。</p>
議長（籠会長）	<p>はい、ありがとうございました。いかがでしょう。今のご意見につきまして、市の方から何かコメントはありますでしょうか。</p>
事務局（藤田課長）	<p>すいません、ありがとうございます。民生委員さんに協力をいただくためにこちらとしても、やはり独居の高齢者の方がターゲットになっている。それはその発生空家の状態をみると、相続問題が必ず大きな問題となっているので、そういう問題が解決できれば、空家は半減するじゃないいうふうに思っていますので、相続が発生する前、そういった部分もちょっと何とかしようというこ</p>

事務局（藤田課長）	とで民生委員さんにも快くご協力いただいているという状況です。ありがとうございます。
議長（籠会長）	はいありがとうございました。他にご意見ご質問などございますでしょうか。はいお願いします。
梅本委員	梅本です。今の話題に関して質問なんですけど、改正法で空家等管理活用支援法人の指定が市町村ができるようになったと思うんですけど、例えば指定を受ければ何か補助金が出たりってものなんですか。というのが今の民生委員さんもそうなんですけど、NPO 福祉関連とかでもNPO とかでも見守り活動をしている団体が多くて、ただもうほぼボランティアベースでやってるので、そこに空家の管理っていうのが加わることで何か資金的な援助があればより見守り活動も一緒にできるのかなと思ってます。
議長（籠会長）	はい。ありがとうございます。今のご質問に関しまして、柏市の方からいかがでしょうか。
事務局（石津副主幹）	事務局の石津と申します。今般の空家法の改正のお話だと思います。ちょっと私どもの方でも国の方が示されてるものを分析しつつ、今後法改正の手続きを見守っていくっていう部分ですけれども、お話いただきました空家等管理活用支援法人の話につきましても、詳細につきましてはまだ見えておりませんのでそういったものが見えてきましたら、補助金についても検討してまいりたいと考えております。以上です。
議長（籠会長）	はい、ありがとうございます。いかがでしょう。他にご質問やご意見などございますでしょうか。
梅本委員	はい。少し別の話になるんですが、先ほどパブリックコメントへの対応案で説明された空家の情報閲覧できるような形になっていう部分でプライバシーの問題もあって、難しいんだっていう話があったかと思うんですが、ここについて今後具体的には、例えば段階的な情報公開みたいなど考えられるかなというのが、今の空家バンクって結構もう具体的な住所だったり、現地の写真まで公開されていて、それにかなり抵抗を持つ人も多いと思うんですね。本当に本気で活用したい人にはそこまでの情報を見せるんだけど、誰でもアクセスできるサイトではこの地区にこういう空家がありますよっていうテキストぐらいの情報だけにしておく、本気で活用したい人には市に来ていただいて、実際に現地を紹介するとか、写真を提供するとか何かそういう段階的なものであればもう少し登録数って増えるのかなと感じました。
議長（籠会長）	はい、ありがとうございます。今のご意見につきまして、柏市の方からいかがでしょうか。
事務局（小林主査）	住環境再生課の小林です。今頂いたご意見についてなんですけれども、如何せんこちらで扱っている物件が少ないのでそういうふうに見えているかなと思

事務局（小林主査）	<p>ったんですけれども、公開する内容についても所有者さんと一人一人相談しながら掲載させていただきまして、今ある2件のうち1件は外観を見せないで欲しいとか、この部屋とこの部屋を、写真を使ってやってほしいですとか。窓際ですね。この部分の窓際を使って欲しいとか、そういった形での情報提供は一つ一つ確認しながら行っている状態になっていまして、住所についても防犯上の問題がありますので、明らかにこの場所っていうふうには指定しておりませんで、土地勘がある方には見ればわかってしまうということはやむを得ないかなと思うんですが、サイトとして使いたい人が見て、全くイメージが湧かないサイトになってしまうっていうのも一つ問題かと思っておりますので、一つ一つ所有者さんの意向に沿いながら、情報公開を、情報公開というか必要最低限所有者さんが許していただけるような情報を公開しているという状況になっております。</p>
議長（籠会長）	<p>はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。他にご意見やご質問などございますでしょうか。よろしいですか。</p>
<p>次第4 その他</p>	
議長（籠会長）	<p>はい。それではですね、あの次に次第4 その他といたしまして、事務局より空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案についてと空家等対策協議会の来年度の日程について説明をお願いします。</p>
事務局（石津副主幹）	<p>はい。事務局の住宅政策課石津です。私からは空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案についてということで、報告、ご説明させていただきたいと思っております。お手元の資料の報告事項空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案についてというA4、2枚の資料に沿って説明をさせていただきます。空家法につきましては、令和5年3月3日に改正法律案が閣議決定され、国会へ提出されております。今回、法改正の背景としては空家数が増加しており、今後も増加が見込まれるという厳しい状況にあるというがございまして、今回の法改正では、特定空家等の除却等のさらなる促進に加え、特定空家等となる前の段階からの空家対策を評価するところを目的しております。居住目的のない空家は全国で1998年の180万戸だったものが2018年では349万戸と、20年間では1.9倍ということで増加をしており、2030年には470万戸になると推定されております。今回の法改正では、主な制度改正として3点ございまして、改正法のポイントということで、説明させていただきます。</p> <p>一つ目が空家等活用促進区域に関する制度の創設です。この内容につきましては、市において空家等活用促進区域および空家等活用促進指針を定めること</p>

事務局（石津副主幹）	<p>ができるという内容で、具体としては、次の五つの区域地域について地域指定の対象となっております。一つ目が中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地、二つ目が地域再生法に指定する地域再生拠点、三つ目の同法に基づく地域住宅団地再生区域、四つ目が地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律系する重点区域、最後に経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として、国土交通省令・総務省令定める区域、以上5つの地点につきまして今回設定される空家を活用促進区域の対象となっております。空家活用を促進する上での建物の用途変更ですとか、建て替え等での緩和が図られるという内容になっています。</p> <p>二つ目が、適切な管理が行われていない空家等に対する措置の拡充、特定空家化を未然防止するため、放置されているような空家に対する対応を新たに位置づけるものです。新たに管理不全空家等という状態の空家に対する指導・勧告が定められます。ページをめくっていただいて。管理不全空家等とは、空家等が適切な管理が行われてないことにより、そのまま保持すれば、特定空家等に該当することになる恐れのある状態にあると認められる空家等とのことです。具体的な内容につきましては、今後国が定める基本方針、基本指針の中で示されることとなります。またこの特定空家等と同様にこの管理不全空家等につきましても、所有者が改正空家法に基づく勧告を受けた場合その敷地に係る固定資産税・都市計画税の算定において、住宅用地に係る課税標準の特例措置の対象外となります。</p> <p>三つ目ですが、先ほどお話ありました空家等管理活用支援法人の指定制度の創設です。こちらにつきましても市において申請に基づき空家等管理活用支援法人の指定を行うというような内容です。対象の法人ですが、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、空家等の管理もしくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社とされております。支援法人の業務内容につきましては、空家等の所有者等に関する管理活用方法の情報提供や相談、委託に基づく定期的な空家状態確認、活用のための改修、委託に基づく空家等所有者の探索、空家の管理活用に関する調査研究、同じく空家の管理活用に関する普及啓発となっております。以上の空家法のポイント、改正法のポイントとして3点ご説明させていただきましたが他にも、民法に基づく所有者不明建物管理命令請求権や管理不全土地建物管理命令請求権の付与、緊急代執行制度の創設などの制度改正がある内容となっております。私からは以上です。</p>
事務局（鷺坂副主幹）	<p>はい、それで来年度の日程について、今回、空家対策計画も対象期間といたしましては、令和5年度から令和12年度までの8年間を対象期間とさせていただいてるんですけども、先ほどご説明させていただきましたように空家の特措法の一部改正がございましたので、法律の施行されてから見直しの方を検討</p>

事務局（鷺坂副主幹）	<p>していきたいと思っておりますので、来年度の日程につきましては、例年ですと10月ぐらいに勧告案件につきまして、部会を開かせていただいて、それで12月、あと来年度の1月ぐらいに、協議会でご説明させていただいてる形をとっているのですが、また管理不全空家につきましても、勧告等をする形でまた協議会の皆様のご意見をいただきながら対応させていただきたいと思っておりますので、また詳細の日程については、また書面なりで送付させていただきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
議長（籠会長）	<p>ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p>
市原理事 市原理事	<p>すいません。私、都市部の市原でございます。今ご案内させていただいた来年度の予定でございます。先ほどちょっとお話ありました特措法が国の方でいろいろ動いています。</p> <p>それでその中で管理不全空家とかそこら辺の制定の中身とかはいろいろ変わってくるなり、はっきり明確に出てくることであろうと思いますので、その必要性が生じたときに、また今回みたいな会議、やはり場合によってはですね、私ども持っている条例っていうのがございまして、その条例にも影響してくると、条例の改正とかも影響していきますのでその辺は来年度、先ほど申しましたように適切な時期にまた開催させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
議長（籠会長）	<p>はい、ありがとうございました。委員の皆さんの方から何かご質問やご意見などございますでしょうか。</p>
吉江委員	<p>はい。吉江ですか。今の法改正のことでちょっと筋違いな気がしているんですが課題意識いただきたくて。この資料を読み取って用途規制等を合理化という表現が入ってると思うんですけどこれはどちらかというわかりませんが何かと思うまさに合理化というかということなんだろうなと理解します。私自身も市民向けの交流の場とかをですね、市民団体を応援したりする活動してますけれども。どうしても空家って、突発的に出てきますので、たまたま見つかった場所で条件は完璧ではないけど、何とかかんとかやってみるんですけど、やはり立地の部分ですとか、結構厳しくて全員で皆さんボランティアベースでやっているんだけど、なかなか交流の場として機能しにくかったりとかですね、ということもあって一方ですごく立地のいい場所はなかなか空家にはならないとか売ってしまったりとかですね。近隣センターとかにもいろいろ関わりを持つわけなんですけど、当然近隣センターは、本来の市民の交流の場としてですね、もっともっと機能してほしいと思ってるんですけど、これまでの議論でも話題にも上っていた、例えば地域包括支援センターであるとかふるさと協議会の活動の拠点であるとか、それ以外の様々な福祉とか医療とか、介護とかですね。民間事業者も含めてたくさん存在しているんですけど、これからできれば</p>

吉江委員	<p>そういうものが各コミュニティエリアで集約化してくれた方が、住民も高齢者も多いということもありますけど、一箇所に行くについでにあの茶饮んで帰れる場所もあるとかですね、そういう立地はすごく大事だと思っていて、現状を近隣センターのイノベーションを進んでいくというところかと思いますが、そこも例えばこの市内だと南部近隣センターぐらいに公園があるのでいいですね子供たちが走り回ってもいいのでそこは活用の違いがあると思う一方で車通りが多くて、公園も近くにはないので子供は走り回れないような近隣センターももちろんあるとかですね、ただその周囲にあの住宅はあるので、たまたまその一件が空家になったときにすぐ売れちゃうんだとは思いますが、近隣センターの近くにあるからということで、何らかのさと協議会の仲介でうまくいけば市民向けの半公的な場所としてですね使われることが、用途が緩く促されるとすごくありがたいなということを感じております。以上です。</p>
議長（籠会長）	<p>はい、ありがとうございました。今のコメントに関して市の方からいかがでしょう。</p>
事務局（藤田課長）	<p>はい、ありがとうございます。活用の話だと思います。今回の法改正以降、先ほどのペーパーの後ろ側にその概要をのっているんですけど。この活用拡大というところで促進区域を設定するとどうなるかということで、例えば第一種低層住居専用地域の中で、今までできなかったカフェ等ができるようになったそういったことが考えられる。はい。柏市は住宅地が多いですので、第一種低層住居専用地域、用途地域が非常に多くなっておりますそういった中で、お店等ができるようになれば、空家等を活用したお店とはできるようになれば有効利用していきたいしていきたいというふうに思います。</p>
議長（籠会長）	<p>はい、ありがとうございました。他にご意見等ありますか。</p>
長谷川委員	<p>あのほっとけばできるってものじゃない。これは難しいですけど、市民ですね、例えば亡くなった場合、売っちゃう、これは既存のルートだと思うんですけど、売るのは当然だと思いますよ。これはそういう報道してますから、市民の意識の中に、その市の事業に寄付する、あるいは公共事業に寄附するって意識が出てくるってことが必要なんじゃないかと、なかなか実は亡くなくてもですね、不動産の寄附が非常に難しい壁があってですね、寄附する方いらっしやらないし、寄附受ける側もですね、例えばあしながおじさんとかそういう風に売ってから寄附してくださいって言われちゃうので、物を寄附するってなかなか難しいんだけど、所有者そのままですねさっき言ったようにリノベして、それでカフェなんかにするっていうことはそういう寄附の多様性がある、ということ市民に知らせていくっていうのは、寄附が持っている力を広げる</p>

長谷川委員	意味合いでも、アナウンスできるような資料ができるということと合わせて、一緒にやっていただければという意見です。
議長（籠会長）	はい、ありがとうございます。
市原理事	はい、ありがとうございます。利活用の面で早くからタッチを図れるようになっていうことで、なかなか利活用って難しいところがあって、やはり早目の情報キャッチ、情報キャッチをうまくやっていくっていうことで、今回、昨年11月ですかね、柏市の広報に空家の利活用のところを出させていただいています、それも一つは布施地区というところで、柏のちょっと北の方なんですけど築1,200年の旅館をですね、古民家カフェとかいうふうにしております。なかなか情報キャッチして利活用まで結びつけていく大変難しいところでございますが、あのなるべく今後、予防、発生予防、抑制するそういうところで情報をいろいろ早くキャッチしながら、利活用に結びつけられるように今後計画を進めていきたいと思っております。また今回いろんな国の法改正の中そうですね国の方の委員会がございまして最終報告の中にもですね、やはりこれからは発生予防をより良い推進していくってことがうたわれておりますんで、今回の計画も発生予防、抑制に向けた対策を強化して進めていきたいと考えております。以上です。
市原理事	
議長（籠会長）	はい、ありがとうございます。はい、お願いします。
須賀委員	すいません。お世話になります、宅建協会の須賀です。私まだまだ勉強不足なんでちょっとわからないんですが、協議会で参加いただいたんですが今回国の法律の改正だとかというところ、今長谷川さんがおっしゃったようにどこまで情報を今の現況を市民の方に、情報提供できるのか、先ほど長谷川さんがおっしゃってた筑波の方では相談会が満杯で、柏の方では言うってという、この差が本当に何なのかっていうところを詰めていかないと、興味を持ってらっしゃる方っていうのは、そういったところを積極的に空家バンク使ったりするんでしょうけども、相続が一番の取得の原因が多いっていうことが、相続で突然起きるものがやっぱり多いので急に自分が空家の所有者になってしまったというふうにところになるときに売るだけじゃない、売ることもそうなんですけども、あといろいろなんでしょう固定資産税が上がりますよなんていう情報をもとに一般の方が皆さんどこまで浸透してるのかっていうところあると思うので予防の部分の力入れも当然さることながらと思うんですけど、この情報開示を、どんどんどういう形にしていくのかっていうところがやっぱり肝じゃないかと思うんで、市役所の方としてもいろいろ考えていただきたいなと思っております。以上です。
議長（籠会長）	はい、ありがとうございました。今のご意見について市のほうからいかがでしょうか。

事務局（藤田課長）	<p>市の方で持ってる情報の開示を進めてはどうかというようなご提案だと思えます。我々としても空家の活用に対しては、マッチングが非常に大事だと思っています。ということはその空家を活用してほしいという人と、活用したいという人を、組み合わせるかっていうことだと思えますそこに商業的な意味じゃないんですけど、使って欲しいという方の意向とか、もしくは個人情報とかそういうものもありますので、それをクリアできる範囲で、今の担当課住環境再生課の方でも活用を進めてるんですけど頑張っていきたいというふうに思います。</p>
事務局（村松課長）	<p>住環境再生課活用の方を担当しております村松です。今住宅政策課長からもお話ありましており、いろいろ相談を受けたりするのは住宅政策課さんの方でやるという相談があるんですけど、そのうちの活用に繋がられるようなものは我々の方で引き継いでマッチングができるかどうか、1軒1軒あるということです。引き続き力を入れていきたいと思えます。</p>
議長（籠会長）	<p>はい、ありがとうございました。他に。はいどうぞ。</p>
梅本委員	<p>今のお話に関連するんですけども、今、所有者側の調査って結構されてると思うんです。けど利活用側の調査もう少しできるのかなと思っていて、先ほどから上がっているつくば市では、前に公益活動法人、公益活動団体さんを対象にそういう空家の活用意向ところ約半数がそういう良い場所に条件が合うようなところがあったら活用してみたい、拠点が欲しいって回答なんですね。私はもうあの柏市の公益活動団体っていうのに登録している団体が結構たくさんあると思えますし、社協さんの方でも把握していると思うので活用の可能性がある団体向けに調査とか、もう物件がないだけとりあえず探してるっていう登録をしてもらおうとか、そっちをすすめるのもう少しそういう所有者がもう少し出てくるのではないかと思います。</p>
事務局（小林主査）	<p>はい、お話は聞いていて実感が、担当者としてはすごく実感あるところですけど、一応カシニワの情報バンクには団体登録ありまして、探している方の登録はさせていただいてる状態ではあります。住環境再生課からいただくご相談のうち、ほぼほぼ9割といてもいいんですけど、使いたいっていう声はすごくたくさんいただいでいて、ただ、ご案内できる物件ないっていう歯がゆさを現状を感じていましてどうすれば所有者さんに伝わるのかっていうのがすごく大きな課題になっていてまして、先ほどあの民生委員の方、お話ししましたので、そういうような皆さんにお知らせできる手段を一つずつ探しながら先ほど理事が申しあげました広報でご案内するとか、あのホームページにのらないもの、それから、本来は市外の方も多いので、市内の広報では全く不十分であるという認識もあるのですが、なかなか所有者の方と繋がらない、あの一件一件、これはと思うところを声掛けしたりっていうマクロの活動と思う。全体に</p>

事務局（小林主査）	<p>広く知れ渡るような周知の仕方はそれぞれを一つずつやっていく、しかないのかなと思いつつながら。皆さんにご意見いただきながら周知の方、考えていきたいと思っております。</p>
議長（籠会長）	<p>はい、ありがとうございました。</p>
吉江委員	<p>はい、今のお話なんですが、家賃は結構払えるっていう団体が多いですか。</p>
事務局（小林主査）	<p>はい。いただくご相談のうち、民間の営利を目的とされるような方はおそらくこちらにもお問い合わせいただければ不動産屋さんにもお話をしたり、ネットでサイトを見たりして携わってるという方が多いんですけど。こういった会の方ですとかNPOの方は空家なんだからっていう形で使えるんじゃないか、もしくはすごく低値にさせていただけるんじゃないかっていう考えをお持ちのような傾向はあると思います。</p>
吉江委員	<p>同じ体感を持ってまして、やはりあの新田原ふるさと協議会とかいろんなところでやり取りしてますけど、市民団体の場合はもう一団体で1戸買えるって、もう現実的じゃないなっていうのが私の考えなので、そうすると仲介するときに1対多団体を仲介するって、すごい大変な作業でおそらく間に入る中間支援組織がないと厳しいなっていうのは思いますので10個ぐらい集まってようやく家賃分が捻出できるかなみたいなのところで感じてますんで、高齢者が多いということもあって、そんなフルタイムで活動するのは無理っていう市民団体が結構多いので、そのあたりは両方のニーズをなんとなく感じてるところとしては、複数団体をマッチングするということをしつつ、貸してもいいなと思われる方とやってくると、結構複雑な作業になるので、期待としてはそういうことをこの新しい法律でのこのNPOに指定できるところが市民中心側にたって選んでくださったらいいなということも思いました。</p>
議長（籠会長）	<p>はい、ありがとうございました。よろしいですか。はい他にご意見、ご質問等ございます。よろしいでしょうか。はい。ご意見ご質問がつかえたようですので、柏市空家等対策協議会の今後の開催予定案について委員の皆様のご理解をいただけたといたします。</p> <p>これで本日の全ての議事が終了となります。皆様、ご協力ありがとうございました。それではですね副市長からご挨拶をいただければと思います。</p>
奥田副市長	<p>はい、すいません最後にご挨拶申し上げます。議論していただきまして対策計画を一応一通り取りまとめることができたのかなというふうに思っております。ありがとうございました。今回の計画に基づいて、引き続き私どもも汗をかいていくつもりですけれども、今日頂いた話、感想めいてて申し訳ないんですけどもやはり重要だと思ったことがあります。一つはやっぱり、あの悩んでおられる方々を先ほどのその相談員もそうですし、多士業の方々のご協力もそうですし、やっぱりこう声をですね我々の方で吸い上げさせていただいて、</p>

<p>奥田副市長</p>	<p>悩みをされる方々に多様な選択肢をやっぱり提供してあげるような知識を、なんですかね。情報提供できるような、それやっぱ耳を傾けるチャンスも非常に大事だなと思う反面、それと同時にやっぱり我々からアンケートを投げっぱなしとかではなくって、我々の方からアプローチをしていって、いろんな情報を取る、あるいは先ほどお話ございましたあの民生委員さんほか、あの大変なご尽力いただきながらですね、こちらから門戸を叩いて状況を聞いてまたお声掛けをするそういった来る方、そしてまた私どもの方からお声掛けさせていただくと、そんな両者を、やはり汗をかくことによって少しでもやっぱり事態が解決していくのかなということに、汗をかかなきゃいけないなという風に再認識しましたし、さらにそしてコミュニケーションができた後にその使い方も今日も先ほど、どういった支援団体のとこでどう使っていくのかその立地はどうなんだ、その使い方って言ったらよろしいんですかね、そういったところもあの大きな示唆をいただいたような気がしております。そんなことを含めて今回また改正法の中でもですね、いきなり冒頭に悪影響を及ぼす前の段階から有効活用そういったのは法律の一番の頭に書いてあるということでございますのでちょっと改正を踏まえた中で、また来年度も引き続きお世話になるということになるわけですがけれども、私どもも汗かいていきたい、また来年度も、どうかご指導引き続き賜れば、そんなことを思う次第でございます。だいぶ暖かくなってきたようでございます。また5類ということでアフターコロナが少し社会状況が変わってくるんだろうなというふうに思っております。引き続き、皆様方と一緒にですね、空家対策も頑張っていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。</p>
<p>議長（籠会長）</p>	<p>副市長ありがとうございました。それでは事務局の方にお戻ししたいと思います。はい。本日はありがとうございました。</p>
<p>次第5 閉会</p>	
<p>司会（藤田課長）</p>	<p>本日はありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第3回空家等対策協議会を終了させていただきます。本日、使用いたしました資料につきましては、そのままお持ちいただいても、その場に置いて頂いても結構です。本日はどうもありがとうございました。</p>